# 令和7年度荒廃人工林整備事業業務委託

仕 様 書

(奈良市A地区)

# 第1編 総則

# 1. 業務名

令和7年度荒廃人工林整備事業業務委託(奈良市A地区)(以下、「本業務」という。)

# 2. 適用範囲

奈良市(以下、本市という。)が発注する本業務に適用し、本業務を受注する法人(以下、「受注者」という。)は、本仕様書(以下、仕様書という。)に基づき実施するものとする。

# 3. 用語の定義

仕様書内の用語については、以下のとおりとする。

- (1) 荒廃人工林 市内に存在する民有林のうち、以下の条件を全て満たすものを指す。
  - (ア) スギ又はヒノキが植栽されていること。
  - (イ) 直近10年間の間伐施業の履歴がないこと。
  - (ウ) 3齢級以上12齢級以下であること。
  - (エ) 直近10年間に当事業または国庫交付金及び補助金の交付を受けていないこと。
  - (オ) 国有林、県有林、市長村有林及びその他官公庁が所有権、管理権を有する森林ではないこと。
- (2)整備 荒廃人工林の間伐、主伐、植栽及び林内整理をいう。
- (3)横倒し 間伐する立木を、斜面水平方向30度の範囲に伐倒することをいう。
- (3)針広混交林 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林をいう。
- (4)林内整理 景観上や防災上の配慮の観点から、玉切り及び集積等を行うことをいう。

## 4. 仕様書の目的

本市が発注する本業務について、本市と受注者が行う業務内容を明確にすることを目的とする。

#### 5. 業務の目的

近年の木材価格の低迷等が主な要因となり、植林後に適切な手入れがされていない人工林に おいて間伐等の整備を行うことにより針広混交林へ誘導し、森林が本来持つ土砂災害防止機 能や水源かん養機能、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の公益的機能の維持増進を 図ることを目的とする。

# 6. 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月11日まで。

## 7. 業務対象地及び数量

※以下の面積は森林簿及び図面によるものである。

· 奈良市A地区 40.40ha

月ヶ瀬桃香野、丹生町、柳生町、柳生下町、阪原町、大平尾町、大慈仙町、下狭川町、 杣ノ川町、矢田原町、別所町、水間町、藤原町、山町、北椿尾町、中畑町、高樋町

# 8. 技術者の選任

受注者は本業務の特質を考慮し、入札参加申請日において3か月以上の雇用関係にあり、次のいずれかの専門技術者を配置しなければならない。

- (1)一般社団法人日本森林技術協会が認定した林業技師(林業経営部門)
- (2)都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した林業作業士 (基幹林業作業士、林業技能作業士、林業作業士)
- (3) 旧森林法(平成17年3月31日まで)で規定した林業改良指導員
- (4) 旧森林法(平成17年3月31日まで)で規定した林業専門技術員 (林業経営部門、造林部門、森林機能保全部門)
- (5)森林法(第187条第1項)に規定する林業普及指導員
- (6)森林整備に関する業務について、10年以上の実務経験を有する者

# 9. 安全管理作業員の選任

受注者は次に規定する安全管理作業員を選任していなければならない。

- (1)安全管理作業員とは、作業現場における労働災害防止のための知識を有し、林業・木材 製造業労働災害防止協会奈良県支部が実施する林業における安全確保に関する研修を、 入札参加申請日の前日から過去3年以内に受講している者をいう。
- (2)安全管理作業員は、当該事業体の経営に参画していない者であって、入札参加申請日において3か月以上の雇用実績があり、森林整備の実務経験を5年以上有する者であることとする。

#### 10. 関係法令等の遵守

受注者は本業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- •森林法(昭和26年法律第249号)
- ·森林法施行令(昭和26年政令第276号)
- •森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- •奈良市荒廃人工林整備事業実施要領(令和4年4月1日施行)
- ・その他関係する法令及び規定等

#### 11. 個人情報の保護及び秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報は、本契約期間並びに終了後も第三者に漏洩して

はならない。

# 12. 成果品の帰属

本業務の実施にあたって生じた著作権及び所有権等のすべての権利は本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可無く使用もしくは流用してはならない。

# 13. 資料の貸与

本市は、本業務の遂行に必要な資料及びデータを受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与資料に破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理し、本業務の完了後は速やかに本市に返却するものとする。なお、貸与品は以下のとおりとする。

- (1) 荒廃人工林整備事業地番一覧
- (2) 荒廃人工林整備事業位置図

# 第2編 業務の内容

# 14. 整備の具体的な内容

受注者は、以下の内容に従い整備を行う。

なお、整備の方法については仕様書の内容を遵守するものとする。

- (1)整備対象とした荒廃人工林の整備にあたり、受注者が本市及び森林所有者との連絡調整を図り、本市と森林所有者との間にて事前に協定を締結する。
- (2) 現地測量を行い、整備対象面積を決定する。
- (3)本数率で40パーセント以上の立木について、原則として林縁木を除いて均等に伐倒する。
- (4) 山裾から間伐整備面積の概ね25パーセント以上において、伐倒木を横倒しする。

なお、伐倒木の搬出を行う整備実施箇所においては、地形、地質、土質、気象条件等を勘案 し、作業の安全上支障のない範囲で搬出するものとし、当該箇所において伐倒木の集積状況等 の搬出した状況が証明できる写真、及び搬出した伐倒木の搬出材積が証明できる伝票等の書類 を提出しなければならない。

- (5)本条(3)の規定による強度な間伐だけでは、針広混交林への誘導が困難と判断される場合は、本数率で60パーセント以上の立木を伐倒したうえで、広葉樹植栽も併せて実施するものとする。植栽はヘクタール当たり500本以上とし、獣害防止対策を施すこととする。なお、針広混交林への誘導が困難と判断される場合とは、次の(ア)~(ウ)に掲げる場合とする。ただし、判断に当たっては森林所有者の意向も考慮するものとする。
  - (ア)整備予定箇所における下層植生が、全く成立していない場合。
  - (イ)整備予定箇所において、現存するスギ又はヒノキの植栽前の土地利用状況が、荒地等 植生が発達していない、若しくは、スギ又はヒノキの植栽地であった場合。
  - (ウ)整備予定箇所の近隣に広葉樹林が現存していない場合。
- (6) 伐倒木については、「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」に従い適正に処理するものとす

る。ただし、林道・作業道等の自動車道から十分な距離があるにもかかわらず一般市民等の出入りが多い等、相当の理由が認められる国立公園等内の林地又は世界遺産及び自然歩道のバッファゾーン内の林地にあってはその限りでない。この場合、景観上の配慮の観点から、必要に応じて、整備区域の山裾部及び沿道等の範囲内に限定して林内整理を行うものとする。

# 15. 整備の際の一般的事項

# (1)環境の保全

受注者は整備を実施するにあたっては、環境の保全に十分留意しなければならない。

# (2)山火事等の防止

受注者は作業区域外の林内立入は厳に慎むことはもちろん、作業区域内における火気については十分留意し、山火事等の発生責任を問われることのないよう努めなければならない。

#### (3) 既設工作物

受注者は本業務実施中、既設工作物に損害を与えたときは直ちにそれを復旧又は補償しなければならない。ただし、これによる損害は受注者の負担とする。

# (4) 林内立入者に対する注意

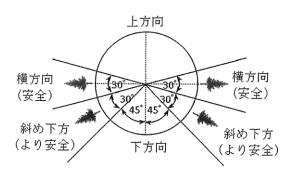
受注者は作業員、他の山林労働者並びに現場付近立入者に対して、十分注意し、事故のないように努めなければならない。また、付近に登山道、公道等、一般市民が通行する場所がある場合は、関係機関と連携して事故防止措置をとること。

#### (5)一般的事項

- (ア)受注者は、作業に際しては、その区域について土地所有者の立会等により誤りのないよう にしなければならない。
- (イ)次の各号に要する費用は、受注者の負担とするものとする。
  - ①作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用
  - ②林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用
  - ③検査並びに監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用
  - ④常水のある谷から、水平距離で概ね10メートルの範囲において、受注者の判断により 伐倒を行い、当該範囲の外まで伐倒木を引き上げる費用
- (ウ)受注者は、契約区域外における立木等を損傷、誤伐した場合は、受注者の費用負担により自ら復旧又は弁済しなければならない。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して本市に異議を申し立てることはできないものとする。
- (エ) 伐倒、玉切り等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境に優しい植物性で生分解性のものを使用しなければならない。

#### (6)伐倒

(ア)受注者は、チェーンソー作業について、労働安全衛生法第59条第3項並びに労働安全 衛生規則第36条第1項第8号及び第8号の2に基づく「立木の伐木等の処理に関する特別 教育」を受講した者のみに従事させ、未受講者に従事させてはならない。 (イ)受注者は、厚生労働省労働基準局が策定する「チェーンソーによる伐木等作業の安全に 関するガイドライン」に準じて、下記のとおり安全な方向への伐倒に努めなければならない。



# (7)作業管理

受注者は、作業管理を行い、記録を保管し、検査時に提出しなければならない。

# (8)作業員の安全

受注者は、作業員に対し、労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育を行うとともに、労働安全衛生規則第477条から第484条の規定に基づく危険の防止措置を図らなければならない。

また、作業が広範となることから、毎日の始業時にも作業の安全について徹底するとともに、緊急時における関係連絡先等を記した緊急連絡通報表を作成し、安全確保に必要な措置を講じなければならない。

## (9)事故処置及び報告義務

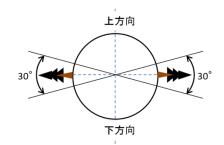
受注者は、業務中事故が発生したときは、所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、被害の内容等についてただちに本市に報告しなければならない。

# 16. 整備の際の留意事項

受注者は、第14条に規定する整備を行う際は、次の点に特に留意しなければならない。

- (1) 伐倒にあたっては、残存木を損傷しないよう注意すること。
- (2) 原則として、立木のなるべく低い位置から伐倒すること。
- (3)被害木(病虫害木、損傷木)、傾倒木、枯損木、衰弱木、被圧木、曲がり木、又木を優先的に伐倒するものとする。
- (4)かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてからその後の作業を行なうこと。
- (5)所有者の許可なく伐倒木(整備により発生した間伐材。以下同じ。)を処分してはならない。
- (6) 伐倒木の林内整理を行う必要性がある場合、樹幹から末木、枝条を切り払い、樹幹を玉切り した上で集積し、景観上支障とならない状態に棚積みするものとする。
- (7)横倒しを行う場合、搬出若しくは林内整理を行った範囲の上端又は山裾から間伐整備面積の概ね25パーセント以上において、間伐する立木を斜面水平方向30度の範囲に、横倒しを行うものとする。

# (参考)横倒し整備範囲図



(8) 常水のある谷における伐倒は、谷から水平距離で概ね10メートルの範囲において行わないものとする。この場合、本業務の整備対象区域からは除外する。

やむを得ない理由で伐倒が必要な場合は、受注者の責任及び費用により、谷から水平 距離で概ね10メートルの範囲の外まで伐倒木を引き上げることとする。

# 17. 協定の締結

本市と森林所有者は、整備にあたって事前に以下の内容を含む協定を締結するものとする。

- (1)協定の期間は、協定締結日を開始日とし、本事業の完了日から起算して10年後の日が属する年度の末日を期間満了の日とする。
- (2)協定の対象とする森林の単位は、森林簿における施業番号を基礎とする。ただし、第13条に定めるバッファゾーンについては、森林所有者の承諾を得られる場合に限り、バッファゾーンを含む施業番号全域の森林を対象とすることができる。
- (3)本事業で整備を行った森林については、協定期間中は皆伐及び森林以外への転用は行えないものとする。協定期間中に相続、売買等で所有者に変更があった場合の新所有者についても同様とする。

# 18. 打合せ等

- (1)受注者は、本市と緊密な連絡を取り、十分な打合せにより適正な工程管理のもと業務を遂行し、本市が指示した事項については、その指示に従わなくてはならない。
- (2)本市との打合せは、業務着手時、中間時及び必要と思われる場合に実施する。打合せ後は、受注者において打合せ記録簿を作成し、遅滞なく本市に提出しなければならない。

## 19. 整備の着手

受注者は、整備に着手する際は次に掲げる書類を提出し、本市の承認を受けなければならない。

- (1)事業着手届(様式2)
- (2)事業工程表

## 20. 整備の完了報告

受注者は整備の完了報告として以下に掲げる書類を整理し、本市に書類を提出するものとする。

- (1)協定書(様式1)
- (2)事業完了届(様式3)
- (3)事業実施箇所一覧(様式5)
- (4) 測量図(横倒し又は林内整理を実施した範囲を示していること)
- (5)整備実施前、実施後の状況が確認できる写真

なお、業務の実施中に、実施計画等が変更となった場合は、受注者が業務工程表を適宜修正するとともに、本市の承認を得るものとする。

# 21. 完了検査

本市は前条に基づく事業完了届を受理したときは、以下の基準に基づき速やかに完了検査を行うものとする。

- (1)全整備箇所のうち、10%以上の施行箇所を無作為に抽出し現地にて完了検査を行う。
- (2) 完了検査を行う各施行地において、1箇所以上の標準地(10m×10m)を設け、間伐木と 残存木の本数から間伐率を求め、仕様書に示す基準を満たしているか確認を行う。
- (3) 広葉樹の植栽を行う施行地については、1施行地あたり1箇所以上の標準地(10m×10m) を設け、仕様書に示す基準を満たしているか確認を行う。検査の結果、基準に満たない箇所が あった場合は、基準を満たすように是正を指示し、再度完了検査を行う。

# 22. 疑義

受注者は、仕様書の記載事項又は仕様書に定めのない事項及びその内容の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し決定するものとする。

## 23. 整備面積の変更に伴う契約変更について

当初の契約締結後に整備面積の変更があった場合、当初の契約時の金額を当初の整備面積で除して整備面積単位あたりの金額を算定し、変更後の整備面積に対して当初の整備面積単位あたりの金額を乗じ変更後の契約金額を算定し、本市の予算の範囲内において、契約金額の変更を行うものとする。

## 24. その他

受注者は、本市における森林所有者との連絡調整等の必要な事項について、協力するよう努めるものとする。

## 25. 作業中止期間(年末年始)について

令和7年12月27日~令和8年1月4日にかかる期間は、作業を中止すること。